平成２４年（フ）第１５８２１号
東京都江東区東砂１丁目１―15―907
債務者　栗栖久美子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８２２号
東京都練馬区光が丘３丁目３―２―1020
債務者　出木場みよ子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８２４号
東京都葛飾区細田３丁目29―13―306
債務者　風岡　保男
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８２６号
東京都葛飾区堀切１丁目２―27―201
債務者　守　　詞子（旧姓枝本）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８２８号
東京都豊島区上池袋２丁目23―５　中野方
債務者　中垣　大作
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８３２号
東京都葛飾区西水元２丁目５―３―201
債務者　二本柳泰代
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８３５号
東京都葛飾区立石８丁目19―２―101
債務者　岡本　　廣
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８３６号
埼玉県狭山市新狭山２丁目３―２―508
債務者　蛭間　伸一
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８４５号
千葉県我孫子市天王台５丁目２―２―411
ハイマート天王台Ａ棟
債務者　石田　昇治
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８４６号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目21―15―46
債務者　長澤　宏典
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８５２号
東京都練馬区東大泉７丁目34―27　ＯＫハイムⅡ101
債務者　田原　慎介
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８５５号
東京都豊島区長崎５丁目６―14　グリーンビレッヂＢ202
債務者　古川　聖恵
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８５８号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２―22―502
債務者　勝澤　一央
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８６０号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目９―12　ソフィアⅡ202
債務者　波田　正次（旧姓相川）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８６４号
東京都八王子市打越町1109―１―102
債務者　橋口あずさ（旧姓鹿島）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８６５号
東京都小平市小川町２丁目1844―105
債務者　大友　明彦
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部